



蒲郡市産業振興基本条例（仮称） の考え方について



蒲郡市 産業振興部 産業政策課

蒲郡市産業振興基本条例（仮称）の考え方について

1 条例制定の背景及び必要性

蒲郡市は、美しい三河湾とともに歩みながら、先人たちのたゆまぬ努力とともに、その多様な恵みをいかして独自の文化や産業を創り上げ、社会・産業・文化など調和のとれた豊かな地域を築きあげてきました。とりわけ、産業は事業活動により地域経済を支えるとともに、雇用創出など地域社会にとって重要な役割を担ってきました。

しかしながら、近年経済のグローバル化による企業間競争の激化に加え、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来、人々の意識や生活様式の多様化など地域産業を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、私たちの暮らしは大きな変化を余儀なくされ、地域経済も深刻な影響を受けています。

このような時代において、蒲郡市が将来にわたり発展するためには、事業者の創意工夫や自助努力を尊重し、事業者、関係団体、市民、行政など地域経済に関わる人々が、産業振興の目的とそれぞれに期待される役割について共通の認識を持ち、協力して取り組んでいくことが重要です。

私たちは、産業振興についての基本的事項を定め、それぞれの役割について明らかにするとともに、地域経済に関わるものが一体となり、地域経済の持続可能な発展と市民生活を向上させるため、この条例の制定を目指すこととしました。

2 条例の目的

この条例は、産業振興が地域の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、産業振興に関する基本的な事項を定め、事業者、産業経済団体、金融機関、教育機関等、市民及び市の役割を明らかにして、一体的に産業基盤の安定及び強化を促進することで地域経済の持続可能な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

3 用語の定義

- (1) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う者をいう。
- (2) 農業者 事業者のうち農業を営むものをいう。
- (3) 水産業者 事業者のうち水産業を営むものをいう。
- (4) 工業者 事業者のうち工業を営むものをいう。
- (5) 商業・サービス業者 事業者のうち商業・サービス業を営むものをいう。
- (6) 観光業者 事業者のうち観光業を営むものをいう。
- (7) 金融機関 事業者のうち銀行、信用金庫その他の金融業を営む者をいう。
- (8) 産業経済団体 商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他の市内において産業振興を行う団体等をいう。
- (9) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び研究機関をいう。
- (10) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

4 条例の概要

(1) 条例のポイント

ア 「3 用語の定義」の(1)から(10)までに該当する地域経済に関わる人々（以下、「地域経済に関わる人々」といいます。）に共通した産業振興の基本理念や基本方針を明示します。

イ 地域経済に関わる人々が担うそれぞれの役割を明示します。

※意思や行動を制限するものではありません。

ウ 産業振興施策についての調査検証等を実施する会議体を設置することを明示します。

(2) 条例で定める内容

ア 基本理念 地域経済に関わる人々が条例の目的を達成するための根本的な考えを定めます。

(ア) 事業者の創意工夫及び自助努力が尊重されること。

(イ) 地域経済の持続可能な発展及び雇用の創出に資すること。

(ウ) まちづくり及び市民生活の向上に資すること。

(エ) それぞれの役割の重要性を理解し、協力すること。

イ 基本方針 「基本理念」に基づき、地域経済に関わる人々が目指す方向を定めます。

- (ア) 新産業の創出、産学官連携、創業支援、事業承継及び人材育成
- (イ) 農業 農産物の安定供給、多面的機能の発揮及び持続可能な発展
- (ウ) 水産業 水産物の安定供給及び持続可能な発展
- (エ) 工業 製造業の競争力強化
- (オ) 商業・サービス業 魅力ある個店の育成並びに商業地の形成及び活性化
- (カ) 観光業 地域資源を活用した産業の活性化及び観光交流の活発化

ウ それぞれの役割 地域経済に関わる人々の役割を事業者、産業経済団体（商工会議所・農協・漁協・観光協会など）、教育機関等（小中学校・高校・大学・愛知県の研究機関など）市民、市ごとに定めます。

- (ア) 事業者 自主努力、社会貢献、事業間連携、従業員のワークライフバランス、人材育成、施策への協力、児童・生徒・学生への啓発
- (イ) 農業者 情報発信、農空間の保全と活用
- (ウ) 水産業者 情報発信、海域・沿岸域の保全と活用
- (エ) 工業者 生産性向上、独自技術・新技術の研究開発
- (オ) 商業・サービス業者 商品・サービスの価値向上
- (カ) 観光業者 商品・サービスの価値向上、広域連携、国内外への情報発信
- (キ) 金融機関 資金の供給、情報提供、経営相談等
- (ク) 産業経済団体 施策の実施、市の施策への協力、団体への加入促進
- (ケ) 教育機関等 産学官連携、人材育成、児童・生徒・学生への啓発
- (コ) 市民 産業振興への理解と協力
- (サ) 市 施策の実施、財政上の措置、国・県・他の地方公共団体との連携、受注機会の増大、児童・生徒・学生への啓発

(3) 施行予定日

令和４年４月１日

5 参考

県内の施行状況(令和3年3月31日時点)

No	自治体名	産業振興条例の名称	制定年月
1	扶桑町	扶桑町産業かがやき条例	令和2年10月
2	岩倉市	岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例	令和2年4月
3	瀬戸市	瀬戸市中小企業振興基本条例	令和2年4月
4	東郷町	東郷町小規模企業及び中小企業振興基本条例	令和2年3月
5	大口町	大口町小規模・中小企業振興基本条例	令和元年12月
6	江南市	江南市中小企業振興基本条例	令和元年9月
7	美浜町	美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例	平成31年4月
8	犬山市	犬山市産業振興基本条例	平成30年10月
9	みよし市	みよし市中小企業及び小規模企業振興基本条例	平成30年3月
10	刈谷市	刈谷市中小企業振興基本条例	平成29年4月
11	東海市	中小企業振興基本条例	平成29年3月
12	新城市	新城市地域産業総合振興条例	平成27年12月
13	豊明市	豊明市小規模企業振興基本条例	平成27年6月
14	常滑市	常滑市中小企業振興基本条例	平成27年6月
15	大府市	大府市中小企業の振興でまちを元気にする条例	平成27年4月
16	知立市	知立市中小企業振興基本条例	平成25年4月
17	名古屋市	名古屋市中小企業振興基本条例	平成25年4月
18	高浜市	高浜市産業振興条例	平成24年9月
19	安城市	安城市中小企業振興基本条例	平成24年6月
20	豊根村	豊根村企業等振興条例	昭和47年12月